別表六(十九)の記載要領等第１号中「(特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除)、第17条の３の２第１項」を「、第17条の３の２第１項」に、「又は第17条の３の３第１項」を「若しくは第17条の３の２第１項」に、「）の」を「）又は所得税法等の一部を改正する法律（令和８年法律第12号。次号において「令和８年改正法」という。）第11条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（次号及び第５号⑴において「令和８年旧震災特例法」という。）第17条の３第１項（特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）若しくは第17条の３の２第１項（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の」に改め、同第11号中「金額のうち」の次に「令和８年改正法附則第96条の規定による改正前の」を加え、「震災特例法」を「令和８年旧震災特例法」に改め、同第四号を次のように改める。

４　「同上のうち特定給与等の額　⑼」の欄は、「同上のうち損金の額に算入される金額　⑻」の金額のうち令和８年４月１日以後に震災特例法第17条の３第１項の表の第３号の第１欄に規定する認定を受けた法人が同号の第３欄に規定する新産業創出等推進事業促進区域内に所在する同欄に規定する新産業創出等推進事業（同号の第４欄のイに規定する事業を除く。）を行う事業所に勤務する東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成23年政令第112号）第17条の３第６項第１号及び第２号（企業立地促進区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）に掲げる者に対して支給する震災特例法第17条の３第１項に規定する給与等の額を記載すること。

別表六(十九)の記載要領等に次の１号を加える。

５　「税額控除限度額$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$又は$\left((8)-(9))\times\frac{10、15又は20}{100}+(9)\times\frac{9}{100}\right)$⑽」の欄の記載に当たつては、次によること。

⑴　令和８年旧震災特例法第17条の３第１項の規定の適用を受ける場合には、「又は$\left((8)-(9))\times\frac{10、15又は20}{100}+(9)\times\frac{9}{100}\right)$」を消すこと。

⑵　震災特例法第17条の３第１項（同項の表の第１号に係る部分に限る。）又は震災特例法第17条の３の２第１項の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$又は」及び「10、15又は」を消し、震災特例法第17条の３第１項（同表の第２号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$又は」及び「、15又は20」を消し、同項（同表の第３号に係る部分に限る。）の規定の適用を受ける場合には「$\left((3)-(4)-(5))\times\frac{10}{100}+(4)\times\frac{9}{100}+(5)\times\frac{7}{100}\right)$又は」、「10、」及び「又は20」を消すこと。

別表六(二十一)の記載要領等⑵中「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成17年法律第21号）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（⑵及び⑶において「平成17年旧措置法」という。）第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を「又は平成17年旧措置法第68条の12第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」に、同⑶中「又は平成17年旧措置法第42条の10第３項（沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を「又は平成17年旧措置法第68条の14第３項（沖縄の特定中小連結法人が経営革新設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」に改める。

別表十一の表を次のように改める。